

標準貨物自動車利用運送約款

(平成二十一年十一月二十六日運輸省告示第五百七十九号)
最終改正：令和六年八月三十日国土交通省告示第百二十五号

目次

- 第一章 総則(第一条 第二条)
- 第二章 利用運送業務等
 - 第一節 利用運送の申込み及び引受け(第三条 第十条)
 - 第二節 積付け(第十七条)
 - 第三節 貨物の受取及び引渡し(第十八条 第二十五条)
 - 第四節 貨物の積込(第二十六条 第二十七条)
 - 第五節 事故(第二十八条 第三十条)
 - 第六節 運賃、料金等(第三十一条 第三十七条)
 - 第七節 責任(第三十八条 第四十一条)
 - 第三章 積込み又は取卸し等(第五十一条 第五十四条)

第一章 総則

- (事業の種類)
- 第一条 当店は、貨物自動車運送事業者が行う貨物の運送に係る第一種貨物利用運送事業(貨物利用運送事業法平成元年法律第八十二号 第二条第七項に規定する事業をいう)を行います。
- 第二条 当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。
- 2 当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。
- (適用範囲)
- 第三条 当店の経営する貨物利用運送事業は、この約款の定めるところにより、この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習に拘束されます。
- 2 当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第二章 利用運送業務等

- 第一節 利用運送の申込み及び引受け
- (受付日時)
- 第一条 当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。
- 2 前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。
- (利用運送の順序)
- 第四条 当店は、利用運送の申込みを受けた順序により、貨物の利用運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合は、その停止事由がある場合は、この限りではありません。
- (引渡期間)
- 第五条 当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。
- 一 発送期間(貨物を受け取った日を含め一日)
- 二 輸送期間(運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離七七十キロメートルにつき一日、ただし、一日未満の端数は、一日とします)
- 三 集積期間(集貨及び配車を待つ場合にあつては一日)
- 2 前項の規定による引渡期間の満了後、貨物の引渡しがあったときは、これをもちつて延着とします。
- (利用運送の申込み)
- 第六条 当店は、貨物の利用運送を申込みする者(以下「申込者」という。)は、次の事項を記載した利用運送申込書を提出しなければなりません。
- 一 申込者の氏名又は商号並びに住所及び電話番号
- 二 貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数
- 三 集貨及び配車を決定し、発送及び到着の希望日時
- 四 集貨先及び配車先は、発送地及び到着地(団地、アパートその他高層建築物にあつては、その名称及び電話番号を含む。)
- 五 運賃の抜概
- 六 運賃、料金(第三十三条に規定する待機時間料、第五十一条に規定する積込料又は取卸料及び第五十二条第一項に規定する附帯業務料等を含む。)、燃料サーチャージ、有料道路利用料、立寄券その他の費用(以下「運賃、料金等」という。))の支払方法
- 七 荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号
- 八 高価品については、貨物の種類及び価格
- 九 第五十一条に規定する貨物の積込み又は取卸しを委託するときは、その旨
- 十 第五十二条第一項に規定する附帯業務を委託するときは、その旨
- 十一 運送保険に付する旨を記載するときは、その旨
- 十二 特約事項があるときは、その旨
- 十三 本約款の内付について承諾する旨
- 十四 その他その貨物の運送に關し必要な事項
- 2 前項において、当店が電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法)であつて、申込者が定めるものをいう。以下同じ。による利用運送の申込み方法は、これを定めるときは、前項の利用運送申込書の提出に代えて、当該利用運送申込書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することがあります。この場合において、当店は、当該利用運送引受書を作成したものとみなします。
- (貨物の種類及び性質の確認)
- 第八条 当店は、貨物の利用運送の申込みがあったときは、貨物の種類及び性質を通知することを申込者に求めることがあります。
- 2 当店は、前項の場合において、貨物の種類及び性質につき申込者が生じたことと疑いがあるときは、申込者同意を得て、その立会いの上で、これを点検することがあります。
- 3 当店は、前項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したものと異なるときは、これにより生じた損害の賠償を請求します。
- 4 当店が第二項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したものと異なるときは、申込者は、検査に要した費用を負担していただきます。
- (引受け拒絶)
- 第九条 当店は、次の各号の一に該当する場合には、利用運送の引受けを拒絶することがあります。
- 一 当該利用運送の申込みが、この約款によらないものであるとき。
- 二 申込者が、前条第一項の規定による通知をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意をしないとき。
- 三 運送に要する設備を有する貨物自動車運送事業者を確保できないとき。
- 四 当該利用運送に關し、申込者から特別の負担を求められたとき。
- 五 当該利用運送が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- 六 天災その他やむを得ない事由があるとき。
- (高価品及び貴重品)
- 第十条 この約款において高価品とは、次に掲げるものをいいます。
- 一 貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手及び公債証券、株券、債券、商品券その他の有価証券並びに金、銀、白金その他の貴金属、イリジウム、タングステンその他の稀金属、金剛石、紅玉、緑柱石、琥珀、真珠その他の宝玉石、象牙、ペラム、珊瑚及びその他の製品
- 二 美術品及び骨董品
- 三 前項及び骨董品を加へ、キログラム当たりの価格が二万円を超える製品(動物物を除く。)
- 四 前項第三号のキログラム当たりの価格の計算は、一荷造りにつき、これをします。
- 3 この約款において貴重品とは、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。
- (運送の抜概別等不明の場合)
- 第十一条 当店は、荷送人(第七条第一項の利用運送引受書の交付を受けた申込者をいう。以下同じ。)が利用運送の申込みをするにあたり、運送の抜概別その他の貨物の運送に關し必要な事項を明示しなかつたときは、荷送人にとって最も有利と認められることにより、当該貨物を運送します。
- (荷造り)
- 第十二条 荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の抜概別等に応じ、運送に耐えるように荷造りを行わなければなりません。
- 2 当店は、貨物の荷造りが十分でないときは、必要な荷造りを要求し、荷送人はその要求に応じなければなりません。
- 3 当店は、荷造りが十分でない貨物であつても、他の貨物に対し損害を与えないと認め、かつ、荷送人が書面により荷造りの不備による損害を負担することを承諾したときは、その利用運送を引き受けることがあります。
- (外装表示等)
- 第十三条 荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要がないと認めた事項については、この限りではありません。
- 一 荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所
- 二 品名
- 三 個数
- 四 その他貨物の取扱に必要な事項
- 2 荷送人は、当店が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもつて前項の外装表示に代えることができます。
- (動物等の運送)
- 第十四条 当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の利用運送を引き受けたときは、荷送人は、荷送人に対して次に掲げることを請求することがあります。
- 一 当店において、集貨、持込み又は引取りの日時を指定すること。
- 二 当該貨物の運送につき、付添人を付すること。
- (危険品の運送)
- 第十五条 荷送人は、爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物については、あらかじめ、その旨を当店に通知するときに、その品名、性質その他当該貨物の安全な運送に

必要な事項を送り状に明記し、かつ、これらの事項を当該貨物の外部の見やすい箇所に明示しななければなりません。

(代替運送)

- 第十六条 当店は、荷送人の利益を害し、又は限り、利用運送を引き受けた貨物の運送を他の運送機関による運送に変更することがあります。
- 2 前項の場合において、運送上の責任は、この約款により当店が負います。

第二節 積付け

- (積付け)
- 第十七条 貨物の積付けは、当店の責任においてこれを行います。
- 2 シート、ロープ、建木、台木、充てん物その他の積付用品は、通常貨物自動車運送事業者が備えているものを除き、荷送人又は荷受人の負担とします。

第三節 貨物の受取及び引渡し

- (受取及び引渡しの場所)
- 第十八条 当店は、利用運送申込書に記載された集貨先又は発送地において、荷送人又は荷受人の指定する者から貨物を受け取り、利用運送申込書に記載された配達先又は到着地において、荷受人又は荷受人の指定する者に貨物を引き渡します。
- (管理者等に対する引渡し)
- 第十九条 当店は、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる者に対する貨物の引渡しをもつて荷受人に対する引渡しとみなします。
- 一 荷受人が引渡先不在の場合には、その引渡先における同居者、従業員又はこれに準ずる者
- 二 船舶、寄宿舎、旅館等が引渡先の場合には、その管理者又はこれに準ずる者
- (留置権の行使)
- 第二十条 当店は、貨物に關し受け取るべき運賃、料金等又は品代金等の支払を受けなければ、当該貨物の引渡しを拒絶することがあります。
- 2 商人である荷送人が、その營業のために当店と締結した運送契約について、運賃、料金等を所定期間までに支払わなかったときは、当店は、その支払を受けなければ、当該荷送人との運送契約によつて当店が占有する荷送人所有の貨物の引渡しを拒絶することがあります。
- (指図の催告)
- 第二十一条 当店は、荷受人を確知することができない場合は、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図することを催告することがあります。
- 2 当店は、荷受人が、貨物の取取拒み、又はその他の理由により、これを受け取るができない場合は、遅滞なく、荷受人に対し、相当の期間を定め、その貨物の受取を催告し、その期間経過後、さら荷送人に対し、前項に規定する指図と同じ内容の催告をすることがあります。
- (引渡不能の貨物の供給)
- 第二十二条 当店は、荷受人を確知することができない場合又は前条第一項の場合には、荷受人の費用でその貨物を倉庫業者に寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。
- 2 当店は、前項の規定により貨物の供給をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。
- (引渡不能の貨物の競売)
- 第二十三条 当店は、第二十一条の規定により荷送人に対し指図すべきことを求めた場合において、荷送人が指図をしなかつたときは、その貨物を競売することがあります。
- 2 当店は、前項の規定にかかわらず、損害その他事由による価格の低劣のおそれがある貨物は、第二十一条の規定をなして競売することがあります。
- 3 当店は、前二項の規定により貨物の競売をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。
- 4 当店は、第一項又は第二項の規定により貨物の競売をしたときは、その代償をもつて運賃、料金等を前項に催告及び競売に要した費用に充当し、不足があるときは、荷送人にその支払を請求し、余剰があるときは、これを荷送人に交付し、又は供託します。
- (引渡不能の貨物の任意売却)
- 第二十四条 当店は、荷受人を確知することができない場合又は第二十一条の場合において、その貨物が腐敗又は変質しやすいものであつて、同条の手續を怠り、とまがなかつたときは、その手續を怠らざる、公正な第三者を立会わせて、これを売却し、これを売却することがあります。
- 2 前項の規定による売却には、前条第三項及び第四項の規定を準用します。

第四節 指図

- (貨物の処分)
- 第二十五条 荷送人は、当店に対して、貨物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすることがあります。
- 2 前項に規定する荷送人の権利は、貨物が到着地に到着した場合において、荷受人が貨物の引渡し又はその損害賠償の請求をしたときは、行使することができません。
- 3 第一項の指図をする場合において、当店が要求したときは、指図書を提出しなければなりません。
- (指図に応じない場合)
- 第二十六条 当店は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認められる場合は、前条第一項の規定による指図に応じないことがあります。
- 2 前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷送人に対して通知します。

第五節 事故

- (事故の際の措置)
- 第二十七条 当店は、次の場合には、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図を催告します。
- 一 貨物の著しい滅失、損傷その他の損害を発生したとき。
- 二 当初の運送経路又は運送方法によつて、とまがなかつたとき。
- 三 相当の期間、当該運送を中断せざるを得ないとき。
- 2 当店は、前項各号の場合において、指図を怠り、とまがなかつたときは、前項の規定による指図がないときは、荷送人の利益のために、当店の裁量によつて、当該貨物の運送を中止若しくは返送又は運送経路若しくは運送方法の変更その他の適切な処分をすることがあります。
- (事故証明書の発行)
- 第二十八条 当店は、貨物の全部滅失(開閉証明書の請求があったときは、その貨物の引渡期間の満了の日から一月以内)に限り、事故証明書を発行します。
- 2 当店は、貨物の一部滅失、損傷又は延着に關し、その数量、状態又は引渡しの日時につき証明書の請求があつたときは、当該貨物の引渡しの日に限り、事故証明書を発行します。ただし、特別の事情がある場合は、当該貨物の引渡しの日以降においても、発行することがあります。

第六節 運賃、料金等

- (運賃、料金等)
- 第二十九条 運賃、料金等(燃料サーチャージを除く。))及びその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によりします。
- 2 前項の運賃、料金等について、調達する燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サーチャージを取ります。
- 3 第一項の運賃、料金等について、荷送人又は店の一方は、黄金水準又は物価水準の変動により運賃、料金等の額が不適当となつたと認めるときは、他の一方に対し、額の変更の協議を求め、これを怠ることができません。
- (運賃、料金等の取受方法)
- 第三十条 当店は、貨物を受け取るに、荷送人から運賃、料金等を取受します。
- 2 前項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、その概算額の前渡しを受け、運賃、料金等の確定後送金に對し、その過不足を払い戻し、又は追徴します。
- 3 当店は、第一項の規定にかかわらず、貨物を引渡すときまでに、運賃、料金等を荷送人から取受する(以下「取受」といふ)ことがあります。
- (待機時間料)
- 第三十一条 当店は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間(荷送人又は荷受人が第五十二条の貨物の積込み若しくは取卸し又は第五十二条第一項に規定する附帯業務を行う場合における待機した時間をいふ)に応じて、当店が別に定める運賃を取ります。
- (延滞料)
- 第三十二条 当店は、貨物を引き渡したとき、部が天災その他やむを得ない事由により滅失し、若しくは相当程度の損傷が生じたときは、貨物を引き渡した日又は当店が責任を負う事由により滅失し、若しくは損傷を生じた貨物に係る運賃、料金等を請求しません。この場合において、当店は既に運賃、料金等の全部又は一部を取受し、これを払い戻します。
- 2 当店は、貨物の全部又は一部がその性質若しくは欠陥又は荷送人が責任を負う事由によつて滅失したときは、運賃、料金その他の費用の全額を取受します。
- (事故等と運賃、料金等)
- 第三十三条 当店は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間(荷送人又は荷受人が第五十二条の貨物の積込み若しくは取卸し又は第五十二条第一項に規定する附帯業務を行う場合における待機した時間をいふ)に応じて、当店が別に定める運賃を取ります。
- (運賃請求)
- 第三十四条 当店は、貨物を引き渡したとき、部が天災その他やむを得ない事由により滅失し、若しくは相当程度の損傷を生じたときは、貨物を引き渡した日又は当店が責任を負う事由により滅失し、若しくは損傷を生じた貨物に係る運賃、料金等を請求しません。この場合において、当店は既に運賃、料金等の全部又は一部を取受し、これを払い戻します。
- 2 当店は、貨物の全部又は一部がその性質若しくは欠陥又は荷送人が責任を負う事由によつて滅失したときは、運賃、料金その他の費用の全額を取受します。

第三十六条 当店は、第二十六条及び第二十八条の規定より処分をしたときは、その処分に応じて、又は既に行った利用運送の割合に応じて、運賃、料金等を取受します。ただし、既にその貨物について運賃、料金等の全部又は一部を取受している場合は、不足があるときは、荷送人又は荷受人にその支払を請求し、余剰があるときは、これを荷送人又は荷受人に払い戻します。この限りではありません。

(中止手数料)

- 第三十七条 当店は、利用運送の中止の指図に応じない場合には、荷送人が責任を負わない事由によるものを除いて、中止手数料を請求することがあります。ただし、荷送人が、利用運送引受書に記載した集貨予定日の三日前までに利用運送の中止をしたときは、この限りではありません。
- 2 前項の中止手数料は、次のとおりとします。

- 一 利用運送引受書に記載した集貨予定日の前々日(中止の指図をしたとき)当該利用運送引受書に記載した運賃、料金等の二十パーセント以内
- 二 利用運送引受書に記載した集貨予定日の前日に中止の指図をしたとき、当該利用運送引受書に記載した運賃、料金等の三十分以内
- 三 利用運送引受書に記載した集貨予定日の当日(中止の指図をしたとき)当該利用運送引受書に記載した運賃、料金等の五十分以内

第七節 責任

- (責任の始期)
- 第三十八条 当店の利用運送についての責任は、貨物を荷送人から受け取った時に始ります。
- (責任と善証)
- 第三十九条 当店は、貨物の受取から引渡しまでの間にその貨物が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は貨物が延着したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店が、自己又は使用人その他利用運送のために使用した貨物の受取、引渡し、保管及び運送について注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。
- (コンテナ貨物の責任)
- 第四十条 前条の規定にかかわらず、コンテナに詰められた貨物であつて当該貨物の積卸しの方法等が当店に掲げる場合に該当するものの滅失又は損傷について、当店に対し損害賠償の請求をしようとする者は、その損害が当店又はその使用人その他利用運送のために使用した者の故意又は過失によるものであることを証明しなければなりません。
- 一 荷送人が貨物を詰めたとき。
- 二 コンテナの封印に異常がない状態に到着しているとき。
- (特殊な管理を要する貨物の運送の責任)
- 第四十一条 当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送に關して、第四十条の規定に基づき付添人が付された場合は、当該貨物の特殊な管理について責任を負いません。
- (荷送人の申告等責任)
- 第四十二条 当店は、貨物の内容を容易に知るることができないものについて、利用運送申込書の記載又は荷送人の申告により利用運送引受書に品名、品質、重量、容積又は価額を記載したときは、その記載について責任を負いません。
- (利用運送申込書等の記載不全等の責任)
- 第四十三条 当店は、利用運送申込書若しくは外表表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。
- 2 前項の場合において、当店が損害を被つたときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。
- (免責)
- 第四十四条 当店は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。
- 一 当該貨物の欠陥、自然の消耗、虫害又は鼠害
- 二 当該貨物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
- 三 同盟罷業、同盟坐業、社会的騷擾その他の事変、強盗
- 四 不可抗力による火災
- 五 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災
- 六 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
- 七 荷送人又は荷受人の故意又は過失
- (高価品に対する特約)
- 第四十五条 高価品については、荷送人が申込みをするにあたり、その種類及び価額を通知しなければ、当店は、その滅失、損傷又は延着についての損害賠償の責任を負いません。
- 2 前項の規定は、次に掲げる場合は、適用しません。
- 一 運送契約の締結の当時、貨物が高価品であることを当店が知っていたとき。
- 二 当店の故意又は重大な過失によつて高価品の滅失、損傷又は延着が生じたとき。
- 三 同盟罷業、同盟坐業、社会的騷擾その他の事変、強盗
- 四 不可抗力による火災
- 五 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災
- 六 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
- 七 荷送人又は荷受人の故意又は過失
- (高価品に対する特約)
- 第四十六条 高価品については、荷送人が申込みをするにあたり、その種類及び価額を通知しなければ、当店は、その滅失、損傷又は延着についての損害賠償の責任を負いません。
- 2 前項の規定は、次に掲げる場合は、適用しません。
- 一 運送契約の締結の当時、貨物が高価品であることを当店が知っていたとき。
- 二 当店の故意又は重大な過失によつて高価品の滅失、損傷又は延着が生じたとき。
- 三 同盟罷業、同盟坐業、社会的騷擾その他の事変、強盗
- 四 不可抗力による火災
- 五 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災
- 六 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
- 七 荷送人又は荷受人の故意又は過失
- (損害賠償)
- 第四十七条 貨物に全部滅失があつた場合は、損害賠償の額は、その引渡しがされるべき地及び時における貨物の価額によつて、これを定めます。
- 2 貨物の一部滅失又は損傷があつた場合は、損害賠償の額は、その引渡しがされるべき地及び時における引渡された貨物の価額と一部滅失又は損傷があつたときの貨物の価額との差額によつてこれを定めます。
- 3 第三十五条第一項の規定により、貨物の滅失又は損傷のため荷送人又は荷受人が支払つたことを要しない運賃、料金等(第二項の場合)よりこれを控除します。
- 4 第一項及び第二項の規定において、貨物の価額又は損害賠償について争ひがあるときは、公正な第三者の鑑定又は評価によつてその額を決定します。
- 5 貨物が延着した場合の損害賠償の額は、運賃、料金等の総額を限度とします。
- 第四十八条 当店は、前条の規定にかかわらず、当店の悪意又は重大なる過失により貨物の滅失、損傷又は延着を生じたときは、一切の損害を賠償します。
- (除斥期間)
- 第四十九条 当店の責任は、貨物の引渡しがされた日(貨物の全部滅失の場合)にあつては、その引渡しがされるべき日から一年以内に裁判上の請求がされないときは、荷送人に対する当店に對する責任に係る期間を、荷送人が損害を賠償し又は裁判上の請求をされたときは、荷送人に対する当店に對する責任に係る期間を、第二項ただし書の期間は、荷送人が当該通知を受けた日から三週間を経過する日まで延長されたものとみなします。
- (賠償に基づく権利取得)
- 第五十条 当店が貨物の全部の価額を賠償したときは、当店は、当該貨物に關する一切の権利を取得します。

第三章 積込み又は取卸し等

- (積込み又は取卸し及び積込料又は取卸料)
- 第五十一条 当店は、貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合は、当店が別に定める料金又は費用に要した費用を取受し、当店の責任においてこれを行います。
- (附帯業務等及び附帯業務料)
- 第五十二条 当店は、貨物の荷造り、保管又は仕分、代金の取立て、立替え、検取及び検品、横持ち及び搬持、梱入れ、ラベル貼り、は、作業その他の通常貨物利用運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務(以下「附帯業務」という。))等を引き受けた場合は、当店が別に定める料金又は費用に要した費用を取受し、当店の責任においてこれを行います。
- 2 附帯業務等については、別段の定めがある場合を除き、性質の許す限り、第二章の規定を準用(品代金の取立て)
- 第五十三条 品代金の取立ての追付又は変更は、その貨物の発送前に限り、これに応じます。
- 2 当店は、品代金の取立ての委託を受けた貨物を発送した後、荷送人が、当該品代金の取立ての委託を取り消した場合又は荷送人若しくは荷受人が責任を負ふ事由により当該品代金の取立てが不能となつた場合は、当該品代金の取戻料の払戻しはしません。
- (付保)
- 第五十四条 利用運送の申込みの締結し、当店の申出により荷送人が承諾したときは、当店は、荷送人の費用によつて運送保険の締結を引き受けます。
- 2 保険料率その他運送保険に關する事項は、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。